

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置など、「農商工等連携促進法」に基づく支援のほか、様々な支援が受けられます。

「農商工等連携促進法」では、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るために、中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を総合的に支援します。

尚、この法律の正式名称は「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」といいます。

支援の概要

対象者： 連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
農商工等連携に対し指導・助言等の支援を行なう NPO、公益法人

支援内容

対象者の者が、新商品・新サービスの開発等を行なう「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けた場合

支 援	支 援 内 容
補助金	中小企業者と農林漁業者が連携して行う試作品開発、展示会出展等に係る費用の補助（補助率 2 / 3 上限額 3,000 万円）
マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス	事業計画作りから市場化に向けたフォローアップまでのサポート
政府系金融機関による低利融資制度	設備資金及び長期運転資金の低利融資
信用保証の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険に同額の別枠を設けることができる ・ 新事業開拓保険の限度額が 2 億円から 4 億円に拡大（組合の場合：4 億円 6 億円）
小規模企業者等設備導入資金助成法の特例	認定を受けた小規模事業者に対し、設備資金貸付の貸付割合を引上げ（小規模企業設備資金貸付制度(28頁)の貸付限度額4,000万円 6,000万円に引上げ）
食品流通構造改善促進機構による債務保証等	食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証が受けられる
農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例	農業改良資金等の貸付を受けられると共に、計画の認定を受けたものは当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間が延長 償還期間： 10 年 12 年 据置期間： 3 年 5 年
課税の特例	機械及び装置を取得等した場合、特別償却又は税額控除を選ぶことができる

対象者 の者が「農商工等連携支援事業計画」を共同で作成し、認定を受けた場合は中小企業とみなされ、中小企業信用保険法が適用されます。

その他の支援措置

支 援	支 援 内 容
農商工等連携による新たな取組の掘り起こし	農商工連携等人材育成事業 農商工連携を戦略的に展開する人材を育成するため、農商工連携に必要な知識に関する講義研修や現場体験・事例研究等の実施研修を実施
農商工等連携に向けた地域一体の取組に対する支援	中小企業応援センター事業 中小企業応援センターを全国約100カ所に設置し、支援機関を通じて農商工連携・経営革新等をテーマとした専門家派遣等により、中小企業の経営力向上を図る 地域産品販路開拓機会提供支援事業 展示・商談会の開催や百貨店等における販売スペースの設置を通じて、商品の更なる販路開拓を促進するとともに、中小企業者自身が販路拡大できる能力の獲得等を支援 中小企業基盤整備機構による展示会等の販路開拓支援 地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、中小企業基盤整備機構が展示会・商談会等を実施
その他の支援	地域中小企業応援ファンド 中小機構が資金提供を行い、都道府県、地域金融機関等と一体となって「地域中小企業応援ファンド」を組成し、中小企業者等に対し助成や出資等の支援

ご利用方法

1. 「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」を策定
2. 経済産業局等の担当部局に申請

「農商工等連携事業計画」については、全国10カ所に設置されている相談窓口で策定のアドバイスを受けることができます。

問い合わせ先

中小企業庁新事業促進課 TEL 03-3501-1763